

地域内連携促進事業実施業務

仕様書

令和8年4月

真庭市

## 1. 要旨

本仕様書は、真庭市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「地域内連携促進事業実施業務」（以下「本業務」という。）について、適用の概要を示すものであり、業務の遂行上当然必要と認められるものについては、この仕様書に記載のない事項であっても、乙の責任において実施するものとする。

## 2. 業務の目的

VUCA 時代における地域産業の活性化には、新たな取組や挑戦が求められるが、中山間地域においては単一企業での実践は難しい。また、現状は企業・業種を越えた連携が十分ではなく、新たな価値が生まれにくい。このため、本事業では、自社や地域産業、あるいは経済情勢を多角的にとらえ、これからの地域産業をけん引する次世代リーダーを育成するため、産業を超えた地域内企業のつながりの構築と、新たな挑戦の創出を図る。

## 3. 履行場所

真庭市久世ほか

## 4. 履行期限

契約締結日から令和9年3月5日までとする。

## 5. 業務の実施

- (1) 乙は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 乙は、業務の実施にあたり甲と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 乙は、業務の実施にあたり、業務に関連する最新の情報の収集と、業務への反映に務めることとし、実効性の高い具体的提案を行うこと。
- (4) 乙は、業務の進捗について、甲に対して定期的に報告を行うこと。

- (5) 乙は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (6) 乙は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 乙は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、予め甲に書面により報告し甲の承認を得ること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議を行い、指示を仰ぐこと。

## 6. 提出書類

本業務の着手にあたり、乙は下記の資料を甲に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表

## 7. 資料管理

本業務において甲から貸与される資料等について、乙は資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難等事故のないように取り扱い、使用後はすみやかに返却するものとする。

## 8. 成果品検査

乙は本業務の完了後、甲の検査を受けるものとし、甲から本業務に適合しないものとして修正の指示のあった場合には、速やかに修正を行うものとする。

## 9. 完了時提出書類

本業務の作業が終了した場合は、乙は下記の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 業務完成届

## (2) 請求書

### 10. 成果品の管理及び帰属について

本業務の成果品は、全て甲の管理及び帰属とし、乙が成果品を第三者に公表または貸与してはならない。

### 11. 業務内容等

本業務では、地域内企業間の連携を促進するとともに、新たな挑戦の創出に取り組むために以下の業務を実施する。

- (1) 企業連携および新たな挑戦が生まれるきっかけとなるイベントの企画・実施
  - 第一部
    - ・地域産業の現状分析
    - ・経済情勢や動向の現状分析
    - ・地域経済の可能性の可視化
  - 第二部
    - ・ゲストによるパネルディスカッション
- (2) 自社リソースおよび地域の強みを生かした新たな挑戦の種を育むプログラムの企画・実施
- (3) 挑戦の種をインキュベーションするワークショップの実施及びイノベーションにつながるアイデアを創出する継続的な支援
- (4) (1)～(3)に参加する人材の募集および情報発信の実施
- (5) (1)～(3)の取組内容を共有する成果報告会の実施
- (6) 実施報告書

## 12. 成果品

項目	成果物	提出時期 (予定)
(1) 成果報告書	電子データ	令和9年3月5日
(2) その他甲の指示したもの		随時

※ 報告書は業務内容(1)～(4)までの各事業を総括したうえで、任意の形式で提出すること。